（様式第２号）

木の国協議会事務処理規程

平成25年7月4日制定

（目的）

第１条　この規程は、木の国協議会（以下「地域協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

（事務処理の原則）

第２条　地域協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

（事務処理体制）

第３条　地域協議会の事務処理は、次に掲げる事務責任者を置くものとする。

（事務の区分）里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る事務

（事務分担組織）特定非営利活動法人わかやま環境ネットワーク

（責任者）臼井達也

２　前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る木の国協議会文書取扱規程第５条第１項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る木の国協議会会計処理規程第８条第１項の経理責任者を兼務することができる。

（雑則）

第４条　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年３月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和７年３月31日付け６林整森第266号林野庁長官通知）、木の国協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

　この規程は、平成25年7月4日から施行する。

附　則

　この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附　則

　この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

　この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

　この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

　この規程は、令和7年4月1日から施行する。